# 特　記　仕　様　書

1　受注者は、岐阜県建設工事共通仕様書に基づき施工するものとする。

2　本工事の交通規制は、夜間開放とする。これにより難い場合は、監督員と協議すること。

3　産業廃棄物の適正処理について

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、監督員の指示に従い、産業廃棄物関連書類の提出及び確認並びに処理施設の現地確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物が最終処分に至るまで適正に処理されていることを確認しなければならない。

4　交通誘導員・保安要員の配置指定

交通誘導員については、一般交通および歩行者に支障のないよう配置すること。人員については 24 名を計上している。

5　環境配慮事項

受注者は、本事業の遂行における作業全般にわたって環境への配慮に努めるものとする。

（1）本事業の移動・運搬においては、合理化・効率化を図るとともに、低公害型の手段を用いること。

（2）本事業において、管渠内の清掃及び美化に努めること。

（3）排出された廃棄物を適正に処理すること。

（4）消耗品の使用にあたっては、環境への負荷の少ないものを選定すること。

（5）提出書類等には、エコマーク商品等の環境に配慮した商品を積極的に使用すること。

（6）再生品の使用を推進すること。

（7）その他受注者が行っている環境配慮行動を実施すること。

6　妨害又は不当要求に対する通報義務

（1）受注者は契約の履行に当たり、暴力団または暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。

（2）受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。

7　「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）（平成１２年法律第１０４号、以下「法」という）の対象工事である旨の明示について

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の対象工事です。

よって、法第９条に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事です。

また、落札者は落札後、法第１２条及び法第１３条の手続きが必要となりますので、工事担当課と協議のうえ、諸手続をしてください。

8　工事実績データ作成、登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)入力システム（(財）日本建設情報総合センター）に基づく、入力システム（(財）日本建設情報総合センター）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に、受注時は契約後１０日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から１０日以内に、完成時は工事完成後１０日以内に、訂正時は適宜、登録期間に登録申請しなければならない。

また、(財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなくてはならない。なお、変更時と完成時の間が１０日間に満たない場合は変更時の提出を省略できるものとする。

9　その他

（１）県産品の優先使用に配慮すること。

（２）変更事項が生じた場合は、速やかに監督員と協議すること。

（３）地元への周知を徹底すること。

（４）施工箇所に隣接する住民及び事業者等と施工方法や施工時期等について事前に綿密の調整し施工すること。